

「飲食・宿泊・旅行業給付金」 申請受付開始！

新型コロナウイルス感染症の第三波の影響により、売上が減少した飲食・宿泊・旅行事業者に対し、従業員規模に応じて給付金を給付します。

本日、令和3年3月23日（火）より給付金の申請の受付を開始しますので、お知らせします。

- 申請期間 令和3年3月23日（火）～令和3年5月31日（月）
- 申請方法 どちらの方法でも申請可能
 - 《WEB》 パソコンやスマートフォン等によりWEBサイトからの申請
※令和3年5月31日（月）午後11：59まで
 - 《郵送》 簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で事務局へ郵送による申請
※令和3年5月31日（月）消印有効
- 申請要領・申請書は、お近くの市町村役場、商工会、商工会議所、振興局など（別添参照）で配布しています。
- WEBサイトからの申請要領・申請書（様式）のダウンロードは下記アドレスまで
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/O60100/d00206818.html>
- 問合せ 『飲食・宿泊・旅行業給付金事務局』 0120-310-342



■ 概要

《対象者》 次のいずれの要件も満たす事業者（詳細は本給付金申請要領をご参照ください。）

- (1) 中小企業基本法に規定する**中小企業者（個人事業主含む）**
- (2) 県内で**営業に必要な許可等**（※1）を受け、営業の実態のある事業者
- (3) **令和3年1月又は2月の対象店舗等の売上高合計**（※2）が前年同月に比して**50%以上減少**、かつ**令和2年1月及び2月の売上高合計が15万円以上**の事業者（※3）

※1 食品衛生法に基づく営業許可（飲食店営業又は喫茶店営業（販売機除く）に限る。）

旅館業法に基づく営業許可、住宅宿泊事業法に基づく届出
旅行業法に基づく登録

※2 対象業種かつ県内店舗等のみの合計売上高

※3 令和2年1月2日～12月31日の間に創業又は新たな店舗を設けた場合も対象

《給付額》 対象店舗等で常時使用する従業員数（※4）に応じて次の額を給付

従業員数	給付額
0人～ 5人	15万円
6人～20人	30万円
21人～50人	45万円
51人～	60万円

※4 対象外業種や県外店舗等の従業員は含みません。

申請には申請書のほか、各種添付書類が必要となります。
詳細は、本給付金申請要領をご参照ください。

問い合わせ

【飲食】商工振興課 2740（石橋）
【宿泊・旅行】
観光振興課 2777（藏光）

飲食・宿泊・旅行業給付金申請要領・様式配布先一覧

エリア	市町村名	住所
和歌山市	和歌山県 商工観光労働総務課・商工振興課・観光振興課	〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
	海草振興局 地域振興部 企画産業課	〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
	和歌山市 産業政策課・商工振興課	〒640-8511 和歌山市七番丁23番地
	和歌山商工会議所	〒640-8567 和歌山市西汀丁36
	和歌山県商工会連合会	〒640-8152 和歌山市十番丁19Wajima十番丁4階
	和歌山県中小企業団体中央会	〒640-8152 和歌山市十番丁19Wajima十番丁4階
	(一社)全国旅行業協会和歌山県支部	〒640-8343 和歌山市吉田432 シティイン和歌山3F
	和歌山県旅館ホテル生活衛生同業組合	〒640-8241 和歌山市雑賀屋町東ノ丁64
海草	海南市 産業振興課	〒642-0017 海南市南赤坂11
	下津町商工会	〒649-0121 海南市下津町丸田105
	海南商工会議所	〒642-0002 海南市日方1294-18
	紀美野町 産業課	〒640-1192 海草郡紀美野町動木287
	紀美野町商工会	〒640-1243 海草郡紀美野町神野市場226-1
那賀	那賀振興局 地域振興部 企画産業課	〒649-6223 岩出市高塚209
	岩出市 産業振興課	〒649-6292 岩出市西野209番地
	岩出市商工会	〒649-6232 岩出市荊本77-3
	紀の川市 商工労働課	〒649-6492 紀の川市西大井338
	那賀町商工会	〒649-6631 紀の川市名手市場144-1
	紀の川市商工会	〒649-6531 紀の川市粉河 878-2
伊都	伊都振興局 地域振興部 企画産業課	〒648-8541 橋本市市脇4丁目5番8号
	橋本市 シティセールス推進課	〒648-8585 橋本市東家一丁目1番1号
	高野口町商工会	〒649-7205 橋本市高野口町名倉1028-1
	橋本商工会議所	〒648-0073 橋本市市脇一丁目3番18号
	九度山町 産業振興課	〒648-0198 伊都郡九度山町九度山1190
	九度山町商工会	〒648-0101 伊都郡九度山町九度山1186
	かつらぎ町 産業観光課	〒649-7192 伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2160番地
	かつらぎ町商工会	〒649-7121 伊都郡かつらぎ町丁ノ町2470-1
	高野町 観光振興課	〒648-0281 伊都郡高野町高野山636
	高野町商工会	〒648-0211 伊都郡高野町高野山53-1
	(一社)高野山宿坊協会	〒648-0211 伊都郡高野町高野山600
有田	有田振興局 地域振興部 企画産業課	〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅2355-1
	有田市 産業振興課	〒649-0392 有田市箕島50
	紀州有田商工会議所	〒649-0304 有田市箕島33-1
	湯浅町 産業建設課	〒643-0002 有田郡湯浅町青木668-1
	湯浅町商工会	〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅1724
	広川町 産業建設課	〒643-0071 有田郡広川町大字広1500番地
	広川町商工会	〒643-0071 有田郡広川町広658-4
	有田川町 商工観光課	〒643-0153 有田郡有田川町大字中井原136番地2
	有田川町商工会	〒643-0021 有田郡有田川町下津野276-3

エリア	市町村名	住所
日高	日高振興局 地域振興部 企画産業課	〒644-0011 御坊市湯川町財部651
	御坊市 商工振興課	〒644-8686 御坊市藺350
	御坊商工会議所	〒644-0002 御坊市藺350-28
	美浜町 産業建設課	〒644-0044 日高郡美浜町和田1138-278
	美浜町商工会	〒644-0044 日高郡美浜町和田1138-278
	日高町 産業建設課	〒649-1213 日高郡日高町高家626
	日高町商工会	〒649-1213 日高郡日高町高家639-4
	由良町 産業建設課	〒649-1111 日高郡由良町里1220-1
	由良町商工会	〒649-1112 日高郡由良町網代250-2
	印南町 企画産業課	〒649-1534 日高郡印南町印南2570
	印南町商工会	〒649-1534 日高郡印南町印南2265-4
	みなべ町商工会	〒645-0002 日高郡みなべ町芝503
	みなべ町 産業課	〒645-0002 日高郡みなべ町芝742
	日高川町 企画政策課	〒649-1324 日高郡日高川町土生160
	日高川町商工会	〒649-1324 日高郡日高川町土生128-3
西牟婁	西牟婁振興局 地域振興部 企画産業課	〒646-8580 田辺市朝日ヶ丘23-1
	田辺市 商工振興課	〒646-8545 田辺市新屋敷町1
	田辺商工会議所	〒646-0033 田辺市新屋敷町1
	牟婁商工会	〒646-0001 田辺市上秋津2084-1
	龍神村商工会	〒645-0415 田辺市龍神村西376
	本宮町商工会	〒647-1731 田辺市本宮町本宮219
	中辺路町商工会	〒646-1421 田辺市中辺路町栗栖川396-1
	大塔村商工会	〒646-1101 田辺市鮎川2567-1
	白浜町 観光課	〒649-2211 西牟婁郡白浜町1600
	白浜町商工会	〒649-2211 西牟婁郡白浜町3031-100
	白浜温泉旅館協同組合	〒649-2211 西牟婁郡白浜町1650-1
	日置川町商工会	〒649-2511 西牟婁郡白浜町日置980-1
	上富田町 総務政策課	〒649-2192 西牟婁郡上富田町朝来763番地
	上富田町商工会	〒649-2105 西牟婁郡上富田町朝来763
	すさみ町 産業振興課	〒649-2621 西牟婁郡すさみ町周参見4089
すさみ町商工会	〒649-2621 西牟婁郡すさみ町周参見3911	
東牟婁	東牟婁振興局 地域振興部 企画産業課	〒647-8551 新宮市緑ヶ丘2丁目4-8
	新宮市 商工観光課	〒647-8555 新宮市春日1-1
	新宮商工会議所	〒647-0045 新宮市井の沢3-8
	那智勝浦町 観光企画課	〒649-5392 東牟婁郡那智勝浦町築地7丁目1-1
	南紀くろしお商工会	〒649-5171 東牟婁郡那智勝浦町築地8-5-1
	南紀勝浦温泉旅館組合	〒649-5335 東牟婁郡那智勝浦町大字築地6-1-1
	太地町 産業建設課	〒649-5171 東牟婁郡太地町太地3767-1
	古座川町 地域振興課	〒649-4104 東牟婁郡古座川町高池673-2
	古座川町商工会	〒649-4104 東牟婁郡古座川町高池715-1
	北山村 産業建設課	〒647-1603 東牟婁郡北山村大沼42
	北山村商工会	〒647-1604 東牟婁郡北山村下尾井314
	串本町 産業課	〒649-3592 東牟婁郡串本町串本1800
	串本町商工会	〒649-3503 東牟婁郡串本町串本2410

飲食・宿泊・旅行業給付金 申請要領

[受付期間]

令和3年3月23日(火)から令和3年5月31日(月)まで

[お問合せ先]

飲食・宿泊・旅行業給付金事務局

電話番号: 0120-310-342

対応時間: 9:00~17:00(土日祝除く)

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、窓口による対面受付は行いません。
ご不明な点はお問合せ先にて電話で対応させていただきます。

和歌山県

目次

I 給付金の概要	P 1
1 趣旨	P 1
2 給付金	P 1
II 対象要件	P 2
III 申請方法	P 4
1 WEB申請の場合	P 4
2 郵送による申請の場合	P 4
IV 給付の決定等	P 5
1 給付金給付の決定	P 5
2 通知	P 5
3 給付金の返還	P 5
V 申請書類	P 6
VI 対象要件の特例	P 1 2
1 創業者特例	P 1 2
(1)対象要件	P 1 2
(2)申請方法	P 1 2
2 新たな店舗等を設けた方の特例	P 1 3
(1)対象要件	P 1 3
(2)申請方法	P 1 3

I 給付金の概要

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大により大きな影響を受けている県内中小企業者(中小企業又は個人事業主)の事業継続を支え、雇用の維持を図るための給付金です。

2 給付金

IIの対象要件を満たす事業者に対し、令和3年3月1日時点の常時使用している従業員(※)の数に応じて、表1のと通りの給付金額となります。

表1

対象店舗等で常時使用する従業員の数	給付金額
0人～5人	15万円
6人～20人	30万円
21人～50人	45万円
51人～	60万円

(※)

- 1 次頁の「II 対象要件」を満たす店舗等の従業員数のみを計上してください。
(県外にも店舗等がある場合、県外店舗等の従業員は含まない。)
(対象外の業種の従業員は含まない。)
- 2 常時使用する従業員とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指します。会社役員及び個人事業主は「予め解雇の予告を必要とする者」に該当しないため、「常時使用する従業員」には該当しません。
パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、例えば以下の場合、従業員としてカウントできません。
 - ・日々雇い入れられる者
(但し、1箇月を超えて引き続き使用されるに至った場合はこの限りでない。)
 - ・2箇月以内の期間を定めて使用される者
(但し、所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合はこの限りでない。)
 - ・季節的業務に4箇月以内の期間を定めて使用される者
(但し、所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合はこの限りでない。)
 - ・試の使用期間中の者
(但し、14日を越えて引き続き使用されるに至った場合はこの限りでない。)

参考：労働基準法第20条及び第21条

Ⅱ 対象要件

以下の4つの要件を全て満たしている必要があります。

(1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者その他知事がこれと同等と認める者(以下「中小企業者等」という。)であること。

※「中小企業者」には個人事業主を含みます。

その他知事がこれと同等と認める者とは、「一般社団法人」「一般財団法人」「特定非営利活動法人」「社会福祉法人」「公益社団法人」「財団法人」「宗教法人」等を指します。

(2) 次のアからウまでのいずれかに該当する者であること。

ア **県内で店舗を運営する飲食事業者**であって、当該店舗において令和2年12月31日までに食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく営業に必要な許可(飲食店営業又は喫茶店営業の許可に限る。)を受け、本給付金の申請日において営業の実態がある者。ただし、当該許可を証する書面に特定の住所が記載されていない飲食事業者については、当該事業者の住所地が県内である者に限る。

イ **県内で施設を運営する宿泊事業者**であって、当該施設において令和2年12月31日までに旅館業法(昭和23年法律第138号)に基づく営業に必要な許可を受け、又は住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)に基づく営業に必要な届出をしており、本給付金の申請日において営業の実態がある者

ウ **県内で営業所を運営する旅行事業者**(県内で主たる営業所を運営する旅行事業者に限る。)であって、令和2年12月31日までに旅行業法(昭和27年法律第239号)に基づく営業に必要な登録を受け、本給付金の申請日において営業の実態がある者

※飲食事業者・宿泊事業者については、県内に店舗・施設があれば、主たる事業所が県外でも対象となります。対象業種であるか及び県内に店舗・施設があるかは店舗・施設ごとに発行される許可書等により確認します。旅行事業者については、登録を証する書面により確認します。

※テイクアウト店やデリバリー店も店舗を運営する飲食事業者と言えますので、給付対象に含まれます。

※露店やキッチンカーなどの許可書に特定の住所が記載されていない事業者の場合は、個人事業主においては当該事業主の居住地、法人においては登記記載の住所が県内である場合、対象に含まれます。

(3)各申請者の運営する(2)アに規定する店舗、(2)イに規定する施設又は(2)ウに規定する営業所(以下「対象店舗等」という。)における令和3年1月又は2月の対象店舗等の売上高合計が前年同月に比して50パーセント以上減少しており、かつ、令和2年1月及び2月の対象店舗等の売上高合計が15万円以上である者であること。ただし、令和2年1月2日から12月31日までの間に(2)アからウまでの許可を受け、届出をし、若しくは登録を受けて営業を始めた者又は新たな店舗等を設けた者については別に定める。

※対象業種かつ県内店舗等のみの合計売上高で判断します。

例：飲食業と建設業を営んでおり、合計すると50%減を超えるが、飲食業のみだと30%減となる場合は対象外となります。

例：県内外で店舗を運営しており、合計すると50%減を超えるが、県内のみだと30%減となる場合も対象外です。

※令和2年1月2日から12月31日までの間に創業し営業を開始した方も対象になります。

12ページの「1 創業者特例」をご参照ください。

※令和2年1月2日から12月31日までの間に新たな店舗を設け、単純な前年比較が適切でない方も対象となり得ます。

そのうち、既に県内で店舗等を運営されていた方は、13ページの「2 新たな店舗等を設けた方の特例」をご参照ください。県外事業者であって当該期間に初めて県内に店舗等を設けた方は12ページの「1 創業者特例」をご参照ください。

(4)事業継続の意思がある者であること。

※提出書類の宣誓書の内容に含まれます。

参考：【給付対象とならない者】

- 既に本給付金を受けた者
- いわゆる「みなし大企業」
- 暴力団、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者等
- 禁固以上の刑に処せられ、執行を終わらない者等
- 性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う者
- そのほか知事が適当でないとする者

Ⅲ 申請方法

1 WEB申請の場合

(WEB申請を御利用いただくと給付までの手続きがスムーズです。)

WEBでの申請受付は令和3年3月23日(火) 午前9時30分からです。

パソコンやスマートフォンにより次のウェブサイトから申請してください。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060100/d00206818.html>

なお、令和3年5月31日(月)午後11時59分までに申請を完了してください。申請が完了した場合は、登録したメールアドレス宛に完了通知メールが届きますので、「@mail.jtb.com」ドメインからのメールが受信できるように設定してください。

2 郵送による申請の場合

簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

申請様式については下記からもダウンロードできます。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060100/d00206818.html>

(宛先)〒640-8341

和歌山県和歌山市黒田1丁目2-17 アズマハウスビル5F

ビーウィズ株式会社内 飲食・宿泊・旅行業給付金事務局

令和3年5月31日(月)までの消印有効

持参による受付、対面での説明は行いませんので御了承ください。

<注意事項>

申請書類に不足や記載漏れ等の不備があった場合、また、申請書類の一部のみを提出された場合は、申請を受付できないため、全ての書類を事務局から返却します。返却後、必要な修正や不足している書類の追加等を行った上で、全ての書類を再度、簡易書留など追跡ができる方法で受付期間内に郵送してください。申請書類が全て確認できれば、申請を受付します。

申請書類の不足や不備等により返却する場合を除き、申請書類は一切返却しません。また、必要に応じて追加書類の提出及び申請内容の確認や説明を求めるために連絡することがあります。その際、連絡が取れない場合や期日までに指定した書類の提出がない場合は、申請を取り下げたものとみなします。

IV 給付の決定等

1 給付金給付の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査したうえ、適正と認められるときは給付金を給付します。

2 通知

申請書類の確認の結果、本給付金の給付を決定したときは、後日、給付に関する通知を発送いたします。

給付金の給付後においても申請書に添付した書類の原本等、給付金給付額に影響のある書類を5年間保管し、提出を求められたときはこれに応じてください。

3 給付金の返還

本給付金給付決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、給付金の給付決定を取り消します。この場合、申請者は給付金を返還することとなります。

V 申請書類

WEB申請の場合、④～⑨までの書類添付が必要となります。

(サイズA4、印刷片面・モノクロ・カラー可)

	申請書類一覧	チェック
①	給付金給付申請書(別記第1号様式)	<input type="checkbox"/>
②	給付金給付申請書の別紙	<input type="checkbox"/>
③	宣誓書(別記第2号様式)	<input type="checkbox"/>
④	<p>該当業種(飲食・宿泊・旅行業)の営業許可書等の写し</p> <p>※ 飲食事業者にあつては飲食店営業又は喫茶店営業(販売機除く)に限ります。</p> <p>※ 提出は、該当する業種につき、それぞれ1枚で結構です。</p> <p>ただし、県又は事務局が追加の提出を求めることがあります。</p>	<input type="checkbox"/>
⑤	<p>従業員名簿(別記第3号様式)</p> <p>※ 県内の店舗等で常時使用する従業員が6人以上の場合のみ提出してください。</p> <p>※ 対象店舗等の人数が判別できる形であれば既存の従業員名簿等でも構いません。</p>	<input type="checkbox"/>
⑥	<p>売上を確認できる書類</p> <p>※ II対象要件(3)の要件を満たすか確認するための書類です。</p> <p>※ 該当月における既存の売上台帳の写しや各月売上の確認できる確定申告書の写し等をご提出ください。</p>	<input type="checkbox"/>
⑦	<p>振込先口座確認書(別記第4号様式)</p> <p>※ 申請者が法人の場合は法人名義の振込先口座の通帳の写し、又は個人事業主の場合は申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し</p>	<input type="checkbox"/>
⑧	<p>役員名簿(別記第5号様式)</p> <p>※ 法人の場合のみ提出してください。</p>	<input type="checkbox"/>
⑨	<p>県内住所の確認できる書類</p> <p>※ 営業許可書等に店舗の特定の住所が記載されていない場合のみ</p> <p>例: (法人)登記事項証明書の写し (個人)運転免許証の写し</p>	<input type="checkbox"/>
※	<p>その他、必要な書類</p> <p>※ 県又は事務局が追加の資料を求めることがあります。</p>	

別記第1号様式

飲食・宿泊・旅行業給付金給付申請書

和歌山県知事 様

令和3年 4月 1日

申請者住所	和歌山市〇〇〇 ×ー×
フリガナ	カブシキガイシャ〇〇ショウジ
法人名又は屋号	株式会社〇〇商事
フリガナ	ワカヤマ タロウ
役職名及び代表者名 (個人事業主の場合は氏名)	代表取締役 和歌山 太郎
連絡先電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇

飲食・宿泊・旅行業給付金(別紙の3.申請金額)の給付について、飲食・宿泊・旅行業給付金規程第7の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり同規程第5に規定する給付金の給付の不給付要件に該当することが判明した場合、同規程第13の規定に基づき、飲食・宿泊・旅行業給付金の給付決定の全部又は一部を取り消されても何ら異議の申立てを行いません。

関係書類 (必要な書類の添付を確認後、にチェックしてください。)

- 別紙
- 宣誓書(別記第2号様式)
- 該当業種(飲食・宿泊・旅行業)の営業許可書等
- 従業員名簿(別記第3号様式)
※県内の店舗等で常時使用する従業員が6人以上の場合のみ
- 次の年月の売上が確認できる書類
令和3年(1月又は2月)、令和2年(1月、2月の両月)
※令和2年1月2日から12月31日までの間に創業等をした事業者については要領に規定する書類
- 振込先口座確認書(別記第4号様式)
※申請者が、法人の場合は法人名義の口座、個人事業主の場合は申請者本人名義の口座
- 役員名簿(別記第5号様式)
※法人の場合のみ
- 県内住所の確認できる書類 ※営業許可書等に店舗の特定の住所が記載されていない場合のみ
例:(法人)登記事項証明書の写し (個人)運転免許証の写し
- その他知事が必要と認める書類

② 給付金申請書の別紙

記載例

別紙

(1. 申請者情報)

必要事項を以下に記載してください。

申請者名	株式会社〇〇商事			
申請者種別 (該当するものに○を記入)	中小企業等	○	(法人の場合)	資本金 500万円
	個人事業主			
雇用する全ての従業員数	20人		(法人の場合) 法人番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

	営業許可等を有する業種 (該当するものに○を記入)	県内の店舗等の数
飲食業	○	2
宿泊業	○	1
旅行業		

創業等の特例の適用 (令和2年1月2日から12月31日 までに創業等をした者は○を記入)

※詳細については申請要領「VI対象要件の特例」を参照してください。

(2. 売上情報)

(1. 申請者情報)で記載した県内の店舗等の売上を**合算した金額**を記入してください。

	令和2年 (A)	令和3年 (B)	増減額 (B-A)	増減率※① (B-A)/A
1月売上高	1,523千円	780千円	-743千円	-48.78%
2月売上高	1,320千円	640千円	-680千円	-51.51%
合計※② (※令和2年分のみ)	2,843千円			

※①いずれかの月の売上高が50%以上減少していることが給付の条件です。(増減率)

※②令和2年1月、2月の売上高合計が15万円未満の場合、給付対象外です。(合計)

(3. 申請金額)

県内の店舗等で勤務する従業員(本規程の別表備考の規定による従業員をいう。)の数を記入し、**該当する申請金額**に○を記入してください。従業員数が**6人以上**となる場合、従業員名簿(別記第3号様式)の添付が必要です(必要事項が確認できる既存の従業員名簿でも可)。

対象店舗等の従業員数 (令和3年3月1日現在) 16人
--



従業員数	申請金額	該当する欄に○を記入
5人以下	15万円	
6~20人	30万円	○
21~50人	45万円	
51人以上	60万円	

別記第2号様式

宣誓書

私は、飲食・宿泊・旅行業給付金の給付申請に当たり、下記の内容について、宣誓します。

宣誓した内容と事実が相違することが判明した場合には、飲食・宿泊・旅行業給付金の給付を受けられないことになっても異議はありません。また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

記

- (1) 飲食・宿泊・旅行業給付金給付規程第3の給付対象者の要件を満たしています。
- (2) 飲食・宿泊・旅行業給付金の給付申請書及び添付書類の内容に虚偽はありません。
- (3) 飲食・宿泊・旅行業給付金給付規程第5の不給付要件に該当しません。
- (4) 飲食・宿泊・旅行業給付金給付規程第16の規定による立入検査等を受けた場合は、適正かつ誠実に対応します。
- (5) 申請内容に不正があったなど必要がある場合は、氏名・名称などの情報が公表されることに同意します。
- (6) 給付金の給付を受けた後、知事が虚偽や不正の申請であると認定した場合は給付金の返還や必要な加算金の支払に応じます。
- (7) 飲食・宿泊・旅行業給付金給付規程に従います。
- (8) 和歌山県で推奨している感染拡大予防ガイドラインを遵守しています。

以上

和歌山県知事 様

令和3年 4月 1日

法人名又は屋号 株式会社〇〇商事

役職名及び代表者名 代表取締役 和歌山 太郎 (印)
(個人事業主の場合は氏名)

※法人の場合は代表者の署名、個人事業主の場合は自署により押印を省略することができます。

⑤ 従業員名簿(別記第3号様式)

記載例

別記第3号様式 従業員名簿 (令和3年3月1日現在) ※県内の対象店舗等の従業員の合計が6人以上の場合のみ提出

下記の名簿に従業員氏名、勤務する店舗等名、雇用年月日、を記入してください。

	従業員氏名	勤務店舗等名	雇用年月日		従業員氏名	勤務店舗等名	雇用年月日	
1	○○○○○○	居酒屋○○○和歌山店	平成○年○月○日	27				
2	××××××	居酒屋○○○和歌山店	平成○年○月○日	28				
3	△△△△△	居酒屋○○○海南店	平成○年○月○日	29				
4	30				
5	31				
6	32				
7	33				
8	..			34				
9	..	※ 対象店舗等の人数が判別できる形であれば既存の従業員名簿でも構いません。						
10	..							
11
12	38				
13	39				
14	40				
15	41				
16	42				
17				43				
18				44				
19				45				
20				46				
21				47				
22				48				
23				49				
24				50				
25				51				
26				※51人を超える分の従業員名の記載は不要です。				

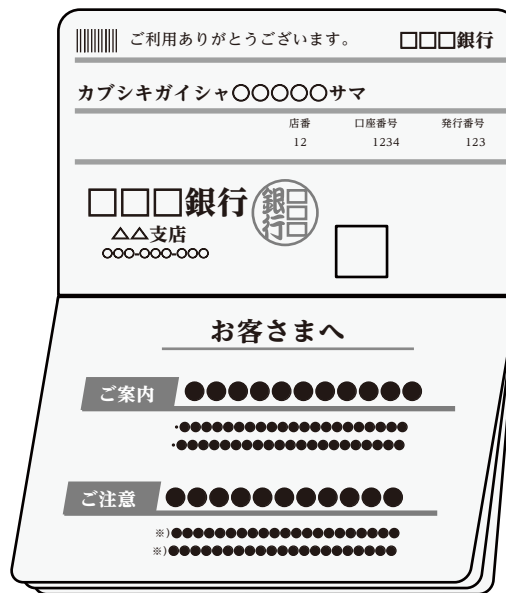
⑦ 振込先口座確認書(別記第4号様式)

記載例

別記第4号様式 振込先口座確認書

- ・通帳の1ページ目、2ページ目の写しを貼付してください。
- ・申請者が法人の場合は法人名義の口座、個人事業主の場合は申請者本人名義の口座を貼付してください。
- ・インターネットバンキング等で通帳が無い場合は、金融機関名、支店名、口座種別、口座名義、口座番号の分かるもの(インターネット画面等の写し等)を貼付してください。

【通帳1ページ目、2ページ目】



(インターネット画面等の写し等)



VI 対象要件の特例

1 創業者特例

(1) 対象要件

令和2年1月2日から12月31日までの間に対象業種の許可等を受けた事業者であって、売上高にかかる要件以外の本給付金の要件を満たす事業者は、次の①及び②の要件を満たすことをもって、本給付金の対象とします。

① 令和3年1月又は2月の対象店舗等の売上高合計が、対象業種の許可を受け、届出をし、若しくは登録を行った日(以下「許可日」という。)の属する月の次の月(許可日がいずれかの月の1日である場合には許可日の属する月。以下同じ。)から令和2年12月までの売上高の1か月平均に比して50パーセント以上減少している者であること

又は

令和3年1月又は2月の対象店舗等の売上高合計が、事業計画等(金融機関から融資を受けるにあたって作成したもの又は支援機関とともに作成したものに限り。以下同じ。)で想定していた同店舗等の同月の売上高予定に比して50パーセント以上減少している者であること

② 許可日の属する月の次の月から令和2年12月までの売上高の1か月平均を2倍した額が15万円以上であること

又は

事業計画等で想定していた令和3年1月及び2月の対象店舗等の売上高予定の合計が15万円以上であること

(2) 申請方法

申請の際には、申請書の別紙の「創業等の特例の適用」の欄に「○」を記入し、上述の①及び②の額を下図のとおり記入し、上述の要件が確認できる書類を添付してください。

(2. 売上情報)				
(1. 申請者情報)で記載した				
	令和2年 (A)	令和3年 (B)	増減額 (B-A)	増減率※① (B-A)/A
1月売上高	1,523千円	780千円	-743千円	-48.78%
2月売上高	1,320千円	640千円	-680千円	-51.51%
合計※② (※令和2年分のみ)	2,843千円			

令和2年1月及び2月の売上高を記入する欄ですが、対象要件①及び②に合わせて、適宜ご記入ください。

※ なお、県外事業者が令和2年1月2日から12月31日までの間に県内に出店した場合は、当該店舗の範囲での創業とみなし、本特例と同様に扱います。

2 新たな店舗等を設けた方の特例

(1) 対象要件

令和2年1月2日から12月31日までの間に新たな店舗等を設けた事業者であって、売上高にかかる要件以外の本給付金の要件を満たす事業者は、次の①及び②の要件を満たすことをもって、本給付金の対象とします。

① 令和3年1月又は2月の対象店舗等の売上高合計が、令和2年1月1日以前に存した対象店舗等の令和2年同月の売上高に、新たな店舗等において対象業種の許可を受け、届出をし、若しくは登録を行った日(以下「許可日」という。)の属する月の次の月(許可日がいずれかの月の1日である場合には許可日の属する月。以下同じ。)から令和2年12月までの当該新たな店舗等における売上高の1か月平均を加えた額に比して50パーセント以上減少している者であること

又は

令和3年1月又は2月の対象店舗等の売上高合計が、令和2年1月以前に存した対象店舗等の令和2年同月の売上高に、新たな店舗等を設ける事業計画等(金融機関から融資を受けるにあたって作成したもの又は支援機関とともに作成したものに限り。)で想定していた新たな店舗等にかかる同月の売上高予定を加えた額に比して50パーセント以上減少している者であること

例:令和2年1月1日時点で2店舗(A、B)を営む飲食事業者が、令和2年6月に県内に1店舗(C)増やし、対象店舗等が合計3店舗となった場合

「令和3年1月又は2月の店舗 A、B、Cの合計売上高」

と

「令和2年1月又は2月の店舗 A、Bの合計売上高」

+

「Cを開店した次の月から令和2年12月までのCの1か月平均売上高」
(例えば6月20日開店の場合、7月～12月の合計を6で割った数)

を比較することができます。

② 令和2年1月及び2月の対象店舗等の売上高合計が15万円以上である者であること

(2) 申請方法

申請の際には、申請書の別紙の「創業等の特例の適用」の欄に「○」を記入し、上述の①及び②の額を創業者特例ページに記載する図のとおり記入し、上述の要件が確認できる書類を添付してください。